

# 令和5・6年度豊郷町入札参加資格審査申請取扱要領

## 「測量・コンサルタント等」

### 1 審査基準日

直前決算日

### 2 資格要件について

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと、および破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 入札参加制限を受けていない者
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (5) 入札参加を希望する業種により、下記の要件を満たす者であること。

ア 測量については、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

イ 地質調査については、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

ウ 建設コンサルタントについては、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告

示第717号)の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

エ 補償コンサルタントについては、補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の規定により登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

オ 建築設計監理については、建築士法(昭和25年法律第202号)の規定により一級建築士事務所または二級建築士事務所の登録を受けた者であること。入札に参加する支店・営業所等が登録されていること。

カ 建築設備設計監理については、建築設備の設計および監理を業とする者であること

キ 豊郷町内に支店等を設けて入札参加資格審査申請を提出する場合は法人であること。

(6) 国税、地方税を滞納している者でないこと。

#### 4 入札参加資格の有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

※中間受付はありません

#### 5 業種区分

- (1) 測量は、測量法第10条の2に規定する業務です。
- (2) 地質調査は、地質調査業者登録規程第2条に規定する業務です。
- (3) 建設コンサルタントは、建設コンサルタント登録規程第2条別表上欄に掲げる登録部門(ただし、廃棄物部門は除きます。)に係る業務です。
- (4) 補償コンサルタントは、補償コンサルタント登録規程第2条別表に掲げる登録部門(ただし、総合補償部門は除きます。)に係る業務です。
- (5) 建築設計監理は、建築士法第23条に規定する業務です。
- (6) 建築設備設計監理は、空調や電気等の建築設備にかかる設計監理業務です。
- (7) 一般調査(土木)とは、上記(1)から(6)以外のもので、建設工事に関連する調査、分析等の業務です。

#### 6 部門区分

業種区分ごとに設ける部門区分は下表のとおりです。

業 種 区 分	部 門 区 分
測 量	測量一般、地図の調製、航空測量
地質調査	

建設コンサルタント	河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償及び特殊補償、事業損失、補償関連
建築設計監理	設計、監理

## 7 申請書提出後の変更について

申請書提出後において入札参加資格審査申請書に記載した次の事項に変更があった場合、修正申請を行ってください。

また令和4年度の豊郷町の有資格者名簿の次の記載事項に変更がある場合は、速やかに（変更から約1週間以内。）、入札参加申請書記載事項変更届を豊郷町企画振興課まで提出してください。

- (1) 所在地・郵便番号
- (2) 商号・名称（フリガナ）
- (3) 代表者職名・代表者氏名（フリガナ）
- (4) 電話番号・FAX番号

## 8 その他

- (1) 申請の内容不備や確認書類の不足等により、受付できないことがあります。
- (2) 申請内容について虚偽記載等が認められた場合は入札参加資格の抹消等の措置を取ることがあります。
- (3) コンサルタント登録等が削除された場合は、速やかに監理課へ報告してください。
- (4) 受付担当職員が、申請者個別の希望に沿うように申請内容について指導することはありません。申請者の責任により作成し、提出してください。

## 9 問い合わせ先

滋賀県豊郷町役場 企画振興課

〒529-0069 滋賀県犬上郡豊郷町石畑375

TEL 0749-35-8112 mail kikaku@town.toyosato.shiga.jp

## 技術者基準

- ・要件

以下①から⑥をすべてを満たしている必要があります。

② 申請日以前に採用され、申請日現在雇用されていること。

②所得税の源泉徴収をしていること。徴収義務がないものは除く

③社会保険の被保険者であること。

個人事業所で従業員が4人以下の場合等、健康保険および厚生年金保険の適用が除外される場合は除きます。

④雇用保険の被保険者であること。

従業員が1人もいない場合等、雇用保険の適用が除外される場合は除きます。

⑤給料額が滋賀県最低賃金の基準を満たしていること。

⑥出向者については、転籍出向者（出向先である申請者側で給料の支払い、社会保険等の加入をしている者。）であること。

- ・計上できる技術者については、次のとおりです。

- |            |    |  |
|------------|----|--|
| ①測量        | …… | 測量士、測量士補   |
| ②地質調査      | …… | 地質調査技士、技術士（認定技術管理者を含む）   |
| ③建設コンサルタント | …… | 技術士（認定技術管理者を含む）、RCCM、1級土木施工管理技士、1級建築士、2級建築士、その他有資格者（技術士補、第一種下水道技術検定合格者、農業土木技術管理士、林業技士） |
| ④補償コンサルタント | …… | 補償業務管理士、その他有資格者（補償コンサルタント登録規程により認定された専任の管理者）   |

- ・「技術士」について

技術士法（昭和58年法律第25号）による2次試験に合格し、同法による登録を受けている者であることが必要です。

- ・「RCCM」について

一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者であることが必要です。

- ・補償コンサルタントの「その他有資格者」について

入札参加を希望する部門数が補償業務管理士の人数より上回っている場合のみその差の人数を「その他有資格者」の数とします。

（その他有資格者）＝（入札参加を希望する補償コンサルタントの部門数）－（補償業務管理士の人数）

- ・業種間の技術者重複について  
同一の技術者を複数の業種の有資格者とすることはできません。  
例) 測量の有資格者として計上した技術者を地質調査の有資格者とするは不可。  
また、本県の建設工事の入札参加申請において技術職員として計上した者については、有資格者とすることはできません。
- ・建設コンサルタントにおいて同一の技術者が複数の資格を持つ場合  
部門間の重複がある場合または上位の資格を持つ場合でない限り、同一の技術者で資格ごとに計上します。  
例) 技術士、1級土木施工管理技士、1級建築士、農業土木技術管理士を持つ技術者の場合、それぞれの資格ごとに計上します。
- ・建設コンサルタントにおける部門間の技術者重複について
  - ①複数の部門の技術士資格を持つ者については、部門数にかかわらず1つとして計上します。
  - ②複数の部門のRCCM資格を持つ者については、部門数にかかわらず1つとして計上します。
  - ③同一部門の技術士とRCCMの両方の資格を持つ者については、「技術士」として計上します。
  - ④技術士とRCCMで部門が異なる場合は、技術士とRCCMにそれぞれ計上します。  
例) 道路部門の技術士と道路部門のRCCMの両方の資格を持つ者は、「技術士」として計上すること。(道路部門の技術士とトンネル部門のRCCMを所持する場合は技術士とRCCMのそれぞれで計上します。)
- ・1級建築士と2級建築士の両方の資格を持つ者については、「1級建築士」として計上します。
- ・測量士と測量士補の両方の資格を所持する者については測量士として計上します。